

# JobSuite TEMPORARY 利用規約

## (派遣会社用)

### 第1章 総則

#### 第1条 (本規約の目的)

- 「JobSuite TEMPORARY 利用規約 (派遣会社用)」(以下「本規約」といいます)は、株式会社ステラス (以下「当社」といいます)が労働者派遣事業者 (以下「派遣会社」といいます)向けに提供する人材調達管理システム「JobSuite TEMPORARY」のクラウドサービス (以下「本サービス」といいます)の利用に関する条件を定めたものです。
- 本サービスを利用する派遣会社 (以下「利用者」といいます)は、事前に本規約の内容のすべてに同意の上、本規約を誠実に遵守するものとします。

#### 第2条 (本規約の適用範囲)

- 本規約は、利用者と当社との間に成立する本サービスの利用契約 (以下「本契約」といいます)の内容として、利用者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用されます。
- 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて利用者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の規定に矛盾しない範囲で、本規約の一部を構成し、本規約とともに利用者に適用されます。
- 当社は、本サービスに含まれる個別のサービスの詳細な利用条件等を定めるために、本規約とは別に特約を定める場合があります。この場合、特約は本規約の一部を構成し、本規約とともに利用者に適用されます。なお、特約の規定と本規約の規定との間に矛盾が生じる場合は、特約の規定が優先して適用されるものとします。
- 当社が、本サービスの利用申込等を受けるにあたり、事前に当社所定の利用申込書等の特記事項欄に記載して利用者に提示する条件は、前項の特約に準ずるものとして、利用者に適用されます。

#### 第3条 (本規約の変更)

当社は、必要に応じていつでも本規約の内容を変更することができます。かかる変更を実施する場合、当社は、誤字の修正等の軽微な変更の場合又は利用者の負担を加重しない変更の場合を除き、変更適用日の1ヶ月前までに利用者に通知します。変更適用日以降も本サービスを継続して利用する利用者は、変更後の本規約の内容に同意したものとみなし、当該変更適用日から変更後の本規約の適用を受けるものとします。

### 第2章 本契約の成立

#### 第4条 (本契約の成立)

- 本サービスの利用を申し込む派遣会社 (以下「利用申込者」といいます)は、本規約の内容のすべてに同意した上で、当社所定の利用申込書に必要事項 (本サービスの利用に関する担当者及び請求書送付先の氏名、電話番号、電子メールアドレス等を含みます)を記入、押印し、当社所定の方法により申し込むものとします。当社は、利用申込者からの本サービスの利用申込を承諾する場合、利用申込書受領後遅滞なく、本サービスの利用に必要なアカウン

ト情報の登録及び接続手続を行うとともに、かかる手続の完了後、電子メールによりその旨を利用申込者に通知します。

2. 利用申込者は、前項に基づき利用申込書を当社に提出した時点で、本規約の内容のすべてに同意したものとみなします。
3. 当社が第1項の申込を承諾し、手続完了の電子メールを利用申込者に送信した時点で、利用申込者と当社との間に本契約が成立し、利用申込者は利用者の資格を得るものとします。

#### 第5条（申込の不承諾）

利用申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、理由を通知することなく、第4条第1項による利用申込者からの本サービスの利用申込を承諾しないことができます。

- (1) 過去に当社との取引において債務不履行、契約違反等を理由に当該取引に関する契約を解除されたことがある場合
- (2) 利用申込書に虚偽の情報を記入した場合
- (3) 利用申込書に誤記、記入漏れ又は捺印忘れがあり、これを速やかに訂正できない場合
- (4) 第29条第1項第3号から第6号までのいずれかに該当した場合
- (5) 利用申込者への本サービスの提供が、技術上、法令上その他の理由から困難であると当社が判断した場合

#### 第6条（届出事項）

1. 利用申込者は、本サービスの利用を申し込むにあたり、当社所定の利用申込書その他の書式で、利用申込者の会社名、本社所在地、派遣許可番号、担当者及び請求書送付先の氏名、電話番号、電子メールアドレス等の必要事項を正確に記載し、当社に届け出るものとします。
2. 利用申込者及び利用者は、前項又は本規約上のその他の規定に基づき当社に届け出た事項に変更が生じた場合、当社所定の書式により、遅滞なく変更後の内容を届け出るものとします。
3. 利用申込者及び利用者は、前二項に定める場合のほか、第29条第1項第3号から第6号までのいずれかに該当した場合にも、遅滞なくその旨を当社に届け出るものとします。
4. 利用申込者及び利用者が前三項に基づく届出を怠ったことにより何らかの損害又は不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第7条（契約期間）

本契約の有効期間（本サービスの利用期間）は、第4条第1項の利用申込書に記載された利用開始日に基づき当社が設定し、利用者に通知する日付から1年間とします。但し、有効期間満了の2ヶ月前までに当社又は利用者から当社所定の方法で終了の通知がなされない場合、本契約は、同一の条件にて、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3章 本サービスの内容

#### 第8条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、利用者が自己の労働者派遣事業の取引先企業（以下「派遣先企業」といいます）に労働者（以下「派遣労働者」といいます）を派遣するにあたり、派遣先企業と締結する派遣契約に関する見積管理、契約管理、勤怠管理等の業務プロセスを効率化できるように、当社が当社保有の人材調達管理システム（以下「本システム」といいます）を、SaaS（ソフトウェア・アズ・ア・サービス）の形態で利用者に使用許諾するサービスです。なお、本システムが有する機能その他の仕様は、別紙1「JobSuite TEMPORARY ソフトウェアの機能・仕様概要（派遣会社用）」のほか、別途当社の提示する見積書、パンフレット、説明資料、マ

ニユアル等に定める通りとします。

2. 本サービスは電子契約サービスではないため、利用者と派遣先企業との間の派遣契約については、利用者が、自己の責任と費用負担において書面または電磁的記録で作成する契約書その他の適切な方法により締結する必要があります。
3. 利用者は、本サービスの利用を通じて本システム上に登録される派遣先責任者、指揮命令者等の氏名及び電話番号、派遣労働者の氏名及び就業実績データその他の個人情報について、当社が本サービスを利用者に提供するために必要な範囲で保管その他の取扱いを行うことを予め承諾するものとします。
4. 利用者は、本システムに日本国内からのみアクセスできるものとします。
5. 当社は、必要に応じて本サービスの提供に関する業務（第3項に定める個人情報の取扱業務を含みます）の全部又は一部を第三者に委託できるものとします。この場合、当社は、秘密保持契約の締結等により、本契約において当社が負っているものと同等の秘密保持義務を委託先に負わせるものとし、委託先が当該義務を適切に遵守するよう監督するものとします。

#### 第9条（本サービスの内容の変更）

当社は、必要に応じていつでも本サービスの内容を変更することができます。かかる本サービスの内容の変更が、利用者による本サービスの利用に重大な影響を与えるおそれのあるもの（例えば、本システムの機能の削除等）と判断した場合、当社は、緊急やむを得ない場合を除き、変更適用日の1ヶ月前までに利用者に通知します。

#### 第10条（サポートデスクサービス）

当社は、本サービスの一部として、利用者からの本サービスに関する問い合わせに回答するサポートデスクサービスを、別紙2「サポートデスク概要」に定める範囲で提供します。

#### 第11条（利用可能時間及びその他の利用条件）

1. 利用者が本システムを利用できる時間（以下「利用可能時間」といいます）は、毎日6:00～24:00とします。但し、第13条に定める本サービスの一時中断又は停止の場合を除くものとします。
2. 前項の他、本サービスの利用条件は、本規約並びに別途当社が利用者に交付する操作マニュアル及び必要に応じて利用者に通知する本サービスの利用に関する諸規定に定める通りとします。

#### 第12条（保存データの保管期間等）

1. 利用者による本サービスの利用を通じて本システムのデータベース上に保存される各データ（以下「保存データ」といいます）の保管期間は、別紙3「データ保管期間」に定める通りとし、当社は、本サービスの利用期間中はもとより、本サービスの利用期間が終了した後（本契約の終了後）も、当該保管期間が経過するまで保存データを削除せず、本システム上で保管し続けます。
2. 前項の保管期間が経過した後の保存データについては、本サービスの利用期間中であるか終了後であるかにかかわらず、当社が自己の責任と判断において削除できるものとします。この場合、当社は、かかる保存データの削除により利用者又は第三者に損害が生じたとしても一切の責任を負わないものとします。

#### 第13条（一時中断・停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部若しくは一部を中断又は停止することができます。なお、当社は、かかる中断又は停止を行う場合には、緊急やむを得

ないときを除き、事前に利用者に通知するものとします。

- (1) 当社が本サービスを提供するために使用している機器、ソフトウェアその他のシステムの保守点検、更新等を定期的に又は緊急に行う場合
  - (2) 火災、停電、地震等の不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合
  - (3) 行政庁又は裁判所の命令により、本サービスの停止を余儀なくされた場合
  - (4) 利用者が第 18 条第 1 項に違反し、当該違反による被害の発生及び拡大を防止するために本サービスの一時中断又は停止が必要な場合
  - (5) その他運用上あるいは技術上、当社が本サービスの一時中断若しくは停止が必要であると判断した場合、又は不測の事態により当社が本サービスの提供を継続することが困難と判断した場合
2. 当社は、前項に基づく本サービスの提供の一時中断又は停止により利用者又は第三者が何らかの損害又は不利益を被ったとしても、一切の責任を負わないものとします。

## 第 4 章 利用料金

### 第 14 条 (利用料金)

本サービスの利用期間中、利用者は下記の計算式に従い算定される月額利用料金（以下「利用料金」といいます）を、第 15 条に定める支払方法により、毎月当社に支払うものとします。

#### 《計算式》

当月分の利用料金 = 当月 1 日から末日までの 1 ヶ月間に存在した契約 No. <sup>(※1)</sup> に紐づくスタッフ ID <sup>(※2)</sup> の総数 × 700 円 (消費税別)

※1 : 「契約 No.」とは、利用者と派遣先企業との間で成立した派遣契約を本システム上に登録するにあたり、当該契約に付与される固有のナンバー (No.) をいいます。  
なお、当月中に 1 日でも契約 No. の付与された派遣契約が本システム上に登録されていた場合、その後、当該派遣契約が合意解除、期間満了その他の事由で当月中に終了したとしても、当該派遣契約の契約 No. は、上記の計算式において当月中に「存在した」ものとして取り扱われます。

※2 : 「スタッフ ID」とは、契約 No. が付与された派遣契約の派遣対象として本システム上に登録された派遣労働者に付与される固有の ID をいいます。

なお、当月中に存在した複数の契約 No. に同一 (1 名) のスタッフ ID が紐づいていた場合、当該スタッフ ID は、上記の計算式の「スタッフ ID の総数」において、次の各号に定める通り集計されます。

- (1) 当該スタッフ ID の紐づく複数の契約 No. が、すべて同一の派遣先企業 (同一の派遣先企業か否かは本システム上で各派遣先企業に付与される会社 ID により判定します) との間の派遣契約に付与されたものである場合、当該スタッフ ID は 1 名として集計されます。
- (2) 当該スタッフ ID の紐づく複数の契約 No. が、会社 ID の異なる複数の派遣先企業との間の派遣契約にわたって付与されたものである場合、当該スタッフ ID は、これらの派遣先企業の会社 ID の数だけ集計されます。

### 第 15 条 (支払方法等)

1. 当社は、毎月末日締めで、当月分の利用料金に関する請求書を、利用者が利用申込書に記載した請求書送付先の電子メールアドレス宛に送付します。利用者は、当社から受領した請求書に従い、当月分の利用料金に消費税を加えた金額を、翌月末日まで（但し、当該日が当社の休業日である場合には翌営業日まで）に当社が指定する銀行口座に振込により支払うものとしします。
2. 利用者は、振込み手数料を自ら負担するものとしします。
3. 利用者は、第1項に基づく利用料金の支払を遅延した場合、支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとしします。

#### 第16条（利用料金の変更）

当社は、必要に応じていつでも利用料金を変更することができます。かかる変更を実施する場合、当社は、緊急やむを得ない場合を除き、変更適用日の1ヶ月前までに利用者に通知します。

### 第5章 利用者の責任等

#### 第17条（法令遵守）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、利用者に適用される労働者派遣法、個人情報保護法その他の関係法令（当該関係法令に基づき発せられる指針、通達等を含みます）を、利用者自身の責任と費用負担において遵守するものとしします。
2. 利用者は、本サービスの利用を通じて収集・取得する派遣先責任者、指揮命令者、派遣労働者等の個人情報及び当該個人情報を含む保存データを、個人情報保護法その他の関係法令に従い取り扱うものとし、本サービスの利用に関与する利用者の役員・従業員その他の関係者にも、かかる取扱いを遵守・徹底させるものとしします。

#### 第18条（禁止行為）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとしします。
  - (1) 当社又は第三者の財産権、プライバシーその他の権利及び利益を侵害する行為
  - (2) 公序良俗又は法令に違反する行為
  - (3) 当社又は第三者を差別、誹謗中傷又は侮辱する行為
  - (4) 事前に当社と書面で合意することなく、利用者の派遣契約管理業務を効率化する以外の目的で本サービスを利用する行為
  - (5) 第三者に本サービスを利用させる行為（但し、利用者が自己の派遣契約管理業務を委託した業務委託先に当該業務を遂行させる目的で本サービスを利用させる行為、及び、本システムの機能の性質上想定されている第三者に当該機能を利用させる行為は除きます）
  - (6) 第三者に付与された、本システムのアカウントにログインするためのID及びパスワード（以下「ID/PW」といいます）を不正に使用する等、第三者に成りすます行為
  - (7) 本サービスの運営に支障をきたすおそれのある行為
  - (8) その他、当社が不相当と判断し、その旨を利用者に通知する行為
2. 利用者は、前項に違反した場合又はそのおそれがある場合、直ちにその旨を当社に通知するものとしします。
3. 当社は、利用者が第1項に違反した場合又はそのおそれがある場合、第12条の規定にかかわらず、事前に利用者に通知した上で（但し、緊急やむを得ない場合は事前通知なしで）、当

該違反による被害の発生及び拡大を防止するために必要な範囲で、保存データの削除その他の必要な措置をとることができます。この場合、かかる措置により利用者又は第三者に何らかの損害又は不利益が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 19 条（利用環境の用意及び維持）

1. 利用者は、自らの責任と費用負担において、本サービスを利用するために必要となる通信機器、パーソナルコンピュータその他の機器、オペレーティングシステム、インターネットブラウザその他のソフトウェア及びインターネット回線接続サービスその他のサービス（以下これらを総称して「利用環境」といいます）を用意するものとします。
2. 利用者は、自らの責任と費用負担において、本サービスの利用期間中、利用環境が正常に稼働するよう維持するものとします。

#### 第 20 条（担当者の選定等）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、利用者自身の責任と判断において、利用者の内部で本サービスの利用に関する当社との連絡窓口、並びに ID/PW の発行・管理を担当する者（以下「担当者」といいます）を 1 名又は 2 名選定し、当社所定の方法により当社に届け出るものとします。
2. 利用者は、原則として担当者を通じて、当社所定の申込書等の提出、サポートデスクサービスを利用するための問い合わせ、その他本サービスの利用に関する当社との間の通知の授受及び必要な協議等を行うものとします。
3. 利用者は、担当者を通じて当社より受領した本サービスの利用に関する注意事項その他の通知の内容を、利用者自身の責任と費用負担において、本サービスの利用に関与する利用者の役員・従業員その他の関係者に伝達し、遵守させるものとします。

#### 第 21 条（ID/PW の管理）

1. 利用者は、本サービスの利用申込の承諾時に当社が通知する担当者用の ID/PW を、担当者だけに使用させるものとします。また、利用者は、担当者が本システムを使用して利用者の役員・従業員その他の関係者に発行する ID/PW を、当該 ID/PW の発行を受けた本人だけに使用させるものとします。なお、当社は、当社が適当と判断する方法で、ID/PW を実際に使用している者が、当該 ID/PW の発行を受けた本人と同一であることを確認することができます。
2. 利用者は、ID/PW の紛失、漏洩、第三者による不正使用等の発生を防止するため、利用者自身の責任と費用負担において、担当者に ID/PW の管理を遂行させるものとし、かかる事故が発生した場合には、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。また、利用者は、ID/PW の紛失、漏洩、第三者による不正使用等の発生により、第三者との間に苦情、損害賠償請求その他の紛争が発生した場合には、利用者自身の責任と費用負担においてこれに対応し、解決するものとします。
3. 利用者は、ID/PW について、当社の事前の書面による承諾なしに、第三者に貸与し、譲渡し、第三者のための担保に供する等の処分を行うことができないものとします。
4. 利用者は、ID/PW の発行を受けた利用者の役員・従業員その他の関係者（担当者を含むものとし、以下「ID/PW 受領者」といいます）に本システムを使用させるにあたり、本契約において利用者が負っている義務を ID/PW 受領者にも遵守させるものとします。ID/PW 受領者が当該義務に反した場合には、利用者が利用者自身の違反として本契約に基づく責任を負うものとします。
5. 本サービスのセキュリティ向上のため、当社が本システムのログイン認証方法として ID/PW 以外の技術的手段を採用した場合には、当該手段についても本条の規定が準用されるも

のとします。

#### 第 22 条（障害時の通知等）

利用者は、本サービスの利用中に障害、不具合等の発生を認識した場合、遅滞なく当社に通知するとともに、当社から要請があるときは、かかる障害、不具合等の発生時の利用環境の状態を当社に報告する等、当社による原因究明のための調査に協力するものとします。

#### 第 23 条（サービス利用に関する自己責任）

利用者は、自らの責任と判断により本サービスを利用するものとします。利用者が本サービスを利用したことにより第三者との間に苦情、損害賠償請求その他の紛争が発生した場合、利用者は、自己の責任と費用負担においてこれに対応し、解決するものとし、当社にいかなる責任及び費用負担も負わせないものとします。

### 第 6 章 当社の責任等

#### 第 24 条（法令遵守）

当社は、本サービスの提供にあたり、当社に適用される個人情報保護法その他の関係法令（当該関係法令に基づき発せられる指針、通達等を含みます）を、当社自身の責任と費用負担において遵守するものとします。

#### 第 25 条（個人情報保護）

1. 当社は、利用者が利用申込書等に記載した個人情報及び保存データに含まれる個人情報（以下、これらを総称して「本件個人情報」といいます）について滅失、漏洩、毀損等の事故が発生しないよう、個人情報保護法等に従い、合理的な安全管理措置を講じるものとします。
2. 当社は、本サービスの提供に関与する当社の役員・従業員その他の関係者に、本件個人情報の安全管理措置を遵守・徹底させるものとし、万が一、当社又は当社の関係者の責に帰すべき事由により本件個人情報に関する事故、問題、紛争が発生した場合は、当社の責任と費用負担で解決しなければならないものとします。
3. 当社は、利用者から要請のあるときは、合理的な範囲且つ方法で、当社による本件個人情報の取扱状況を利用者に報告するものとします。また、本件個人情報の滅失、漏洩、毀損等の事故が発生した場合、当社は直ちに当該事故について利用者に報告し、利用者とは対応を協議するものとします。
4. 本件個人情報の取扱いに関して当社と利用者との間で別途覚書等が締結された場合、当該覚書等の規定が本条及び第 34 条の規定に矛盾・抵触するときは、当該覚書等の規定が本条及び第 34 条の規定に優先して適用されるものとします。

#### 第 26 条（非保証・免責）

1. 本サービスは、利用者に別紙 1「JobSuite TEMPORARY ソフトウェアの機能・仕様概要（派遣会社用）」に定める機能を有する本システムを現状有姿のまま提供するものであり、当社は、明示であるか否かを問わず、本サービスの有用性、正確性、信頼性（本システムが誤作動を起こさないことを含みます）、利用者の特定目的への適合性について一切の保証を行いません。また、当社は、利用者が本サービスを利用することで派遣先企業の獲得、派遣契約の締結及びその適正な履行等の成果を得られることを保証するものではありません。
2. 当社は、利用者が本サービスを利用したことによって発生した結果（例えば、利用者の本システムの誤操作により発生した保存データの滅失、毀損、漏洩等、及びそれに起因して発生

した第三者との間の紛争等を指しますが、これらに限らないものとします) について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 27 条 (第三者の知的財産権侵害)

1. 当社は、本サービス又は本システムが第三者の知的財産権を侵害しているとの理由で、当該第三者から苦情、差止請求、損害賠償請求等を受けた場合、当社自身の責任と費用負担においてこれに対応し、解決するものとします。この場合、当社は、自己の判断により、次の各号のいずれかの対応を行うことができるものとします。
  - (1) かかる苦情等を受けた部分について、従前通り利用者に提供できるよう、当該第三者からの請求を防御し、又は当該第三者から権利を取得する等の措置を講じる。
  - (2) かかる苦情等を受けた部分について、当社の判断で改修し、又は代替サービスを提供する。
  - (3) かかる苦情等を受けた部分について、利用者への提供を終了する。
2. 利用者は、本サービス又は本システムが第三者の知的財産権を侵害しているとの理由で、当該第三者から苦情等を受けた場合、その旨を速やかに当社に通知するものとし、かかる苦情等に対する当社の対応・解決に、合理的な範囲で協力するものとします。

#### 第 28 条 (当社の責任範囲)

1. 当社は、別段の定めがある場合を除き、善良な管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。
2. 当社は、正常に動作する利用環境及び提供環境(「提供環境」とは、当社が本サービスを提供するために使用する通信機器、サーバその他の機器、オペレーティングシステム、ミドルウェアその他のソフトウェア及びインターネット回線接続サービスその他のサービスの総称であり、以下同じとします)のもとで、本システムの全部又は一部を、別紙 1「JobSuite TEMPORARY ソフトウェアの機能仕様概要(派遣会社用)」に定める仕様通りに利用者に提供できない場合、速やかに本システムの修補・改善を行うものとします。
3. 当社は、本システムの操作マニュアルの記述内容に不正確・不明瞭な点があることに起因して、利用者が本システムの全部又は一部を利用できない場合、速やかに当該記述内容を修正するものとします。
4. 当社は、第 22 条の通知を受けた場合、速やかに利用者による本サービスの利用中に発生した障害、不具合等の原因究明のための調査を行うものとし、当該調査にあたり必要と判断するときは、合理的な方法により、本システム及び提供環境の正常動作検証、並びに、本システムと利用環境との間の接続検証を行い、その結果を利用者に通知します。かかる調査、検証等の結果、当該障害、不具合等が、当社の管理する提供環境又は本システムに起因することが判明した場合、当社は、合理的な方法により、当該障害、不具合等を除去するものとします。
5. 当社は、利用者の責に帰すべき事由によらず本サービス又は本システムに障害、不具合等が発生し、当社が当該障害、不具合等の発生の事実を確認した時点から連続して 24 時間以上、利用者が本サービスの全部を利用できなかった場合には、下記の計算式に従い算出される金額を上限として、これにより利用者が被った損害を賠償するものとします。但し、利用者が本項に定める損害賠償請求を、それが可能となった日から 3 ヶ月が経過する日までに行使しなかった場合、利用者は当該損害賠償請求権を放棄したものとみなします。

#### 《計算式》

損害賠償上限額 = 当月分の利用料金の請求額 ÷ 当月の暦日数(1 円未満切り捨て) × 上記の利用できない時間が発生していた日数



6. 前項の場合を除き、当社は、利用者が本サービスの利用に関して被った損害（その種類及び発生原因の如何を問いません）について、一切の賠償責任を負いません。但し、かかる損害が当社の故意又は重過失により発生した場合はこの限りではありません。

## 第7章 本契約の終了

### 第29条（当社による本契約の解除等）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なしに、直ちに本契約を将来向かって解除することができます。
  - (1) 本規約のいずれかの条項（但し、次号に列挙する条項及び第35条を除くものとし）に違反し、当社から是正の催告を受けたにもかかわらず、10日以内に当該違反の是正を完了しなかった場合
  - (2) 第18条、第33条又は第34条の義務に違反した場合
  - (3) 解散、合併、会社分割又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡、重要な資産の譲渡、株式交換、株式移転、資本減少等、利用者の財務状態又は経営状態に重大な影響を及ぼす事項に関する決議を行った場合
  - (4) 差押、仮差押、仮処分又は強制執行をされた場合
  - (5) 破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算の申し立てをし、又は第三者からこれをされた場合
  - (6) 利用者自身が振り出した手形・小切手の不渡り処分又は銀行取引停止処分を受けるなど、支払不能又は困難な状態にあると当社が判断した場合
  - (7) その他、利用者と当社との間の信頼関係が破壊されたと当社が判断した場合、又は利用者として不適格であると当社が判断した場合
2. 当社は、3ヶ月前までにすべての利用者に通知することにより、いつでも本サービスの全部又は一部を廃止することができます。この場合、当該廃止日をもって、当社が廃止した本サービスの全部又は一部に関する本契約も終了します。
3. 当社は、前二項に基づき本契約を途中で解除、終了した場合であっても、本規約の他の条項に別段の規定がない限り、かかる解除、終了によって利用者又は第三者に生じた損害又は不利益について、いかなる責任も負わないものとします。

### 第30条（利用者による本契約の解除等）

1. 利用者は、当社が行う次の各号の変更不同意の場合、当該変更に関する通知日から1ヶ月以内にその旨を書面で通知することにより、直ちに本契約を将来向かって解除することができます。
  - (1) 第3条に基づく本規約の内容の変更（但し、誤字の修正等の軽微な変更又は利用者の負担を加重しない変更は除きます）
  - (2) 第9条に基づく本サービスの内容の変更（但し、利用者による本サービスの使い勝手を著しく悪化させることのない変更は除きます）
  - (3) 第16条に基づく利用料金の変更（但し、値下げのための変更は除きます）
2. 利用者は、前項に該当しない場合であっても、3ヶ月前までに書面で当社に通知することにより、いつでも本契約を将来に向かって解約することができます。

### 第31条（契約終了時の処理）

1. 本契約が期間満了、解除その他の事由により終了した場合、当社は、速やかに次の各号に定

める処理を行います。

- (1) 利用者が使用している I D / P W の全部を失効させ、利用者に対する本サービスの提供を終了します。
  - (2) 法令により保存が義務付けられているものを除き、本件個人情報の全部を廃棄又は削除します。但し、保存データに含まれる本件個人情報については、第 12 条の定めに従うものとします。
2. 本契約が期間満了、解除その他の事由により終了した場合、利用者は、本サービスに関連して当社から物品又はデータとして提供を受け、利用者の管理下で保管している著作物（本サービスの仕様書、操作マニュアル等を含み、以下「提供著作物」といいます）の全部を、直ちに当社に返還し、又は当社の指示に従って廃棄するものとします。また、利用者は、当社の指示により提供著作物を廃棄した場合には、かかる廃棄の証明書を当社に交付するものとします。

### 第 32 条（存続条項）

本契約が期間満了、解除その他の事由により終了した場合であっても、第 34 条の規定は、本契約の終了後 5 年が経過するまで（但し、秘密情報が個人情報の場合は無期限で）効力を有し、第 12 条、第 14 条から第 16 条まで、第 21 条第 4 項、第 23 条、第 25 条、第 26 条第 2 項、第 28 条第 5 項及び第 6 項、第 31 条、第 33 条、第 38 条並びに本条の規定は、該当する事由が存在する限り、無期限で効力を有するものとします。

## 第 8 章 一般条項

### 第 33 条（知的財産権）

1. 本サービス、本システム及び提供著作物に関する著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、ノウハウその他一切の知的財産権（登録制度が存在する知的財産権については、その権利を出願し、登録を受ける権利を含み、以下、単に「知的財産権」といいます）は、当社又は当社にかかる知的財産権の実施等を許諾する第三者（以下「許諾者」といいます）に帰属します。
2. 利用者は、本システム及び提供著作物を使用するにあたり、次の各号に定める事項を遵守するものとします。
  - (1) 本サービスを利用する以外の目的で使用しないこと
  - (2) 複製、改変、編集等を行わないこと
  - (3) リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと
  - (4) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与若しくは譲渡し、又は第三者のための担保を設定しないこと
  - (5) 本システム及び提供著作物上に表示される当社又は許諾者の著作権表示を削除又は変更しないこと
3. 前項の規定にかかわらず、利用者は、本システムの操作マニュアルにつき、当社の事前の承諾を得ることを条件として、利用者が本サービスを利用するために必要な範囲で複製し、編集することができるものとします。
4. 利用者が本サービスの利用を通じて本システム上に登録した保存データその他の情報に関する知的財産権は、利用者又は利用者に当該情報を提供した第三者に帰属します。

### 第 34 条（秘密保持義務）

1. 利用者及び当社は、本契約に関連して相手方から開示を受け、又は自ら知り得た相手方に関

する技術上、営業上、財務上、組織上その他一切の情報（以下「秘密情報」といいます）を、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約の目的以外のために使用しないものとします。また、利用者及び当社は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、秘密情報を第三者に開示、提供又は漏洩しないものとします。

- (1) 相手方の事前の書面による承諾が得られた場合
- (2) 法令に基づき裁判所、行政機関、監督官庁等の公的機関より開示が命じられた場合
2. 利用者は、万が一、本システムの障害、不具合等により、又は当社若しくは派遣先企業のオペレーションミス等により、本来利用者が知り得ない情報を閲覧又は入手した場合には、直ちに当社にその旨を通知の上、当社の指示に従い当該情報の削除、廃棄その他の処理を行うものとします。また、利用者は、当該情報をいかなる目的のためにも使用しないとともに、いかなる第三者にも開示、提供又は漏洩しないものとします。
3. 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。但し、当該情報が個人情報の場合はこの限りではありません。
  - (1) 開示を受けた時点で、すでに公知となっていた情報
  - (2) 開示を受けた後に、開示を受けた当事者（以下「被開示者」といいます）の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
  - (3) 開示を受けた時点で、すでに被開示者が適法に保有していた情報
  - (4) 開示を受けた情報に依拠せず、被開示者が独自に開発又は創出した情報
  - (5) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
4. 秘密情報の取扱いに関して当社と利用者との間で別途秘密保持契約（NDA）等が締結された場合、当該秘密保持契約等の規定が本条の規定に矛盾・抵触するときは、当該秘密保持契約等の規定が本条の規定に優先して適用されるものとします。

#### 第35条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者及び当社は、自ら（主要な出資者、役員及びこれらに準ずる者を含み、以下、本条において同じとします）について次の各号に定める事項を表明し、保証します。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる公益に反する行為をなす者（以下「反社会的勢力」といいます）でないこと、及び過去5年間も反社会的勢力でなかったこと
  - (2) 反社会的勢力に資金等の利益を供与していないこと
  - (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
2. 利用者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に定める行為を行わないことを誓約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者及び当社は、相手方について第1項の表明又は第2項の誓約に反する事実が存在することが判明した場合、何らの催告なしに、直ちに本契約を解除することができます。この場合、当該解除を行使した当事者は、当該解除によって相手方に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第36条（通知方法）

1. 本サービスに関する当社から利用者への通知は、当社が、次の各号に定める方法の中から、通知内容に応じて適切と判断する一つ又は複数を選択して行うことができます。
  - (1) 利用者が当社所定の利用申込書その他の書式で届け出た担当者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信する方法
  - (2) 利用者が当社所定の利用申込書その他の書式で届け出た利用者の住所宛に書面を郵送等で送付する方法
  - (3) 本サービスに関する当社のホームページ上又は本システムの管理画面上に表示する方法
  - (4) その他、当社が適切と判断する方法
2. 本サービスに関する当社から利用者への通知は、次の各号に定める時点をもって有効に完了したものとみなします。
  - (1) 電子メールを送信する方法の場合は、当該電子メールが担当者の電子メールアドレスを管理するサーバに到達した時点
  - (2) 書面を郵送等で送付する方法の場合は、当該書面が利用者の住所に到達した時点
  - (3) 当社のホームページ上又は本システムの管理画面上に表示する方法の場合は、当社が当該表示を行った時点
3. 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、利用者が第6条第1項又は第2項の届出を怠った等、利用者の責に帰すべき事由により当社からの通知が到達しなかった場合には、かかる事由が生じなければ通常到達したはずの時点をもって、当該通知は到達したものとみなします。

#### 第37条（権利義務の譲渡等の禁止）

利用者及び当社は、相手方の事前の書面による承諾しに、本契約上の地位、本契約に基づく権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は第三者のための担保に供することができないものとします。

#### 第38条（協議・準拠法・合意管轄）

1. 本規約の条項の解釈又は本規約に定めのない事項について疑義が生じた場合、利用者及び当社は誠意をもって協議し、円満にこれを解決するものとします。
2. 本契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本国法とします。
3. 本契約に関する利用者当社との間の一切の紛争については、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則

2018年10月 1日 制定  
2025年 4月 1日 改定

【別紙1】JobSuite TEMPORARYソフトウェアの機能・仕様概要

No.	メニュー	サブメニュー	機能名	スマホ版	備考
1	ログイン	ログイン	ログイン	○	
2	ログイン	ユーザID・パスワードお忘れ	ユーザID・パスワードお忘れ	○	
3	ログイン	はじめての方へ	はじめての方へ	○	
4	ログイン	推奨環境	推奨環境	○	
5	ログイン	ログイン	ホーム		
6	見積管理	見積管理状況	見積状況		
7	見積管理	見積照会	見積照会		
8	見積管理	料金表参照	料金表参照		
9	契約管理	契約状況	契約状況		
10	契約管理	契約照会・印刷	契約照会		
11	契約管理	契約照会・印刷	契約照会		
12	契約管理	契約照会・印刷	契約印刷		
13	契約管理	契約照会・印刷	CSV出力		
14	契約管理	待遇情報照会	確認		
15	契約管理	契約登録	契約登録		
16	契約管理	契約更新	契約更新		
17	契約管理	契約修正	契約修正		
18	契約管理	契約アップロード	契約アップロード		
19	契約管理	契約アップロード	マスタダウンロード		
20	契約管理	契約アップロード	シフト情報ダウンロード		
21	契約管理	抵触日通知管理	通知書照会		
22	契約管理	抵触日通知管理	通知書印刷		
23	契約管理	抵触日通知管理	CSV出力出力		
24	勤怠管理	勤怠状況	勤怠状況		
25	勤怠管理	勤怠照会	勤怠照会		
26	勤怠管理	勤怠照会	勤怠印刷		
27	勤怠管理	勤怠照会	勤怠CSV出力		
28	勤怠管理	勤怠照会	勤怠立替金明細CSV出力		サプライヤーのマスタメンテ>会社情報設定画面の「立替金明細：利用する」ときのみのみ。
29	勤怠管理	勤怠照会	代理入力		
30	勤怠管理	勤怠照会	承認		承認対象は、業務委託スタッフのみ。
31	勤怠管理	勤怠照会	否認		否認対象は、業務委託スタッフのみ。
32	勤怠管理	勤怠照会	取消		否認対象は、業務委託スタッフのみ。
33	勤怠管理	勤怠アップロード	勤怠アップロード		
34	勤怠管理	勤怠立替金明細アップロード	勤怠立替金明細アップロード		サプライヤーのマスタメンテ>会社情報設定画面の「立替金明細：利用する」ときのみのみ。
35	請求管理	請求状況	請求状況		
36	請求管理	請求照会	請求照会		
37	請求管理	請求照会	請求照会		
38	請求管理	請求照会	請求印刷		
39	請求管理	請求照会	調整金他明細印刷		
40	請求管理	請求照会	立替金明細印刷		
41	請求管理	請求照会	相殺通知書印刷		
42	請求管理	請求照会	派遣先管理台帳印刷		
43	請求管理	請求照会	請求CSV出力		
44	請求管理	請求照会	調整金他明細CSV出力		
45	請求管理	請求照会	立替金明細CSV出力		
46	請求管理	請求照会	相殺金明細CSV出力		
47	請求管理	請求書作成	請求書作成		
48	請求管理	請求情報アップロード	請求情報アップロード		
49	請求管理	相殺金明細アップロード	相殺金明細アップロード		
50	請求管理	調整金明細アップロード	調整金明細アップロード		
51	請求管理	立替金明細アップロード	立替金明細アップロード		
52	レポート管理	レポート管理トップ	レポート管理トップ		
53	レポート管理	契約データ	出力項目登録		
54	レポート管理	契約データ	出力項目検索		
55	レポート管理	契約データ	出力項目検索		
56	レポート管理	契約データ	CSV出力		件数制限なしで大量のデータをダウンロードすることが可能。
57	レポート管理	勤怠データ	CSV出力		同上
58	レポート管理	請求データ	CSV出力		同上
59	レポート管理	データ出力結果	照会		
60	レポート管理	データ出力結果	CSV出力		
61	マスタメンテナンス	マスタメンテトップ	マスタメンテトップ		
62	マスタメンテナンス	会社情報設定	会社情報設定		
63	マスタメンテナンス	部署 1 設定	部署 1 設定		
64	マスタメンテナンス	部署 2 設定	部署 2 設定		
65	マスタメンテナンス	部署 3 設定	部署 3 設定		
66	マスタメンテナンス	ユーザ設定	ユーザ設定		
67	マスタメンテナンス	兼務設定	兼務設定		
68	マスタメンテナンス	スタッフ設定	スタッフ設定		
69	マスタメンテナンス	クライアントマスタ	クライアントマスタ申請		
70	マスタメンテナンス	メッセージ設定	メッセージ設定		
71	マスタメンテナンス	取引先	取引先承諾		
72	マスタメンテナンス	クライアント通知 受信者設定	クライアント通知 受信者設定		
73	マスタメンテナンス	クライアント待遇情報 受信者設定	クライアント待遇情報 受信者設定		
74	マスタメンテナンス	利用料金管理	利用料金管理		
75	マスタメンテナンス	プロジェクト管理（業務委託スタッフ）	プロジェクト管理（業務委託スタッフ）		
76	マスタメンテナンス	アラート設定	アラート設定（業務委託スタッフ）		
77	マスタメンテナンス	評価項目設定（直接雇用者）	評価項目設定（直接雇用者）		「業務委託スタッフ」が対象
78	マスタメンテナンス	利用料金請求書PDF	利用料金請求書PDF		利用料金負担の場合のみ
79	マスタメンテナンス	シフトパターン設定（業務委託スタッフ）	シフトパターン設定（業務委託スタッフ）		
80	マスタメンテナンス	シフト設定（業務委託スタッフ）	シフト設定（業務委託スタッフ）		

No.	メニュー	サブメニュー	機能名	スマホ版	備考
81	メンテナンス	請求書文書雛型設定	請求書文書雛型設定		
82	プロフィール	プロフィール	プロフィール	○	
83	サポート	サポート	サポート		
84	ログアウト	ログアウト	ログアウト	○	
85	共通	会社名検索	会社名検索	○	
86	共通	部署1部署2部署3検索	部署1部署2部署3検索		
87	共通	担当者検索	担当者検索		
88	共通	ユーザ権限検索	ユーザ権限検索		
89	共通	クライアント事業所検索	クライアント事業所検索		
90	共通	シフトパターン検索	シフトパターン検索		
91	共通	適格請求書発行事業者登録情報検索	適格請求書発行事業者登録情報検索	○	
92	共通	請求書文書雛型検索	請求書文書雛型検索		
93	派遣スタッフ用	ログイン	ログイン	○	
94	派遣スタッフ用	ユーザID・パスワードお忘れ	ユーザID・パスワードお忘れ	○	
95	派遣スタッフ用	はじめての方へ	はじめての方へ	○	
96	派遣スタッフ用	推奨環境	推奨環境	○	
97	派遣スタッフ用	ログイン	ホーム	○	
98	派遣スタッフ用	勤怠管理	勤怠入力	○	※注：利用機器のGPS機能により、勤怠打刻時の緯度・経度・住所情報を記録。
99	派遣スタッフ用	勤怠管理	勤怠照会・印刷	○	

【注記】

1. 本システムでは、労務管理上、就業場所確認のための機能として、利用機器のGPS機能により、勤怠打刻時に緯度・経度・住所情報を記録します。
2. 上記機能は利用機器のGPS機能をONにすることで位置情報が取得されますが、GPS機能をOFFにした状態でも勤怠打刻は可能です。
3. 個人情報保護の観点から、テレワークなどの場合において位置情報の記録をご希望されない場合は、利用機器のGPS機能をOFFの状態でご利用いただきますよう、スタッフ様へのご案内をお願いします。
4. 取得された位置情報は、ダウンロードされる勤怠データにも含まれ、クライアントにも共有されます。

## 【別紙2】サポートデスク概要

1	サービス概要	ユーザーIDを保有する利用者からの下記問い合わせに対し回答します。 問い合わせに際して、企業ID、ユーザーIDの申告、発生日時、不具合内容の説明を利用者の責任とします。 ① 操作マニュアルに記載された仕様通りに動作しない場合の問い合わせ ② 操作マニュアルに記載された正常な操作をおこなった際に発生したシステム障害に関する問い合わせ
2	問い合わせ方法	電子メールで当社指定のメールアドレス宛、もしくは電話で当社指定のフリーダイヤル宛に行います。 メールアドレス : JST_support@stellas.co.jp フリーダイヤル : 0120-502737
3	受付時間	土・日・祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く、平日9:00～18:00とします。
4	その他	① パスワードに関するお問い合わせは、ご本人確認する情報を保持してないため、お答えすることができません。 パスワードをお忘れの際は、ログイン画面の「ユーザーID/パスワードを忘れた方はこちら」より、パスワード再発行を行ってください。 ② 問い合わせの内容が別途交付する操作マニュアルに記載されている内容である場合、 操作マニュアルの記載箇所を伝え、回答とします。 また、問い合わせを行う利用者はマニュアルの内容を理解しているものとして対応します。 ③ 問い合わせの内容は、本サービスの利用に関するシステム関連事項とし、 利用者の業務運用、利用者の社内ルール等に関する問い合わせはお答えすることができません。 自社内のご担当者にお問い合わせください。 ④ 利用者は、当社が定める「利用規約」を遵守するものとします。

### 【別紙3】データ保管期間

No.	データの種類	データの保管期間
1	見積登録	派遣先から受領した日の属する月末日から10年間
2	見積照会	派遣先から受領した日の属する月末日から10年間
3	契約登録(確定契約)	各契約の契約期間終了日の属する月末日から10年間
4	契約照会	各契約の契約期間終了日の属する月末日から10年間
5	勤怠照会	各契約の契約期間終了日の属する月末日から10年間
6	請求照会	請求対象年月から10年間
7	1～6に連動するマスタ	連動する各データと同じ期間